

令和3年度の介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料 (算定式)
1	・本人および世帯全員が住民税非課税で、 ①高齢福祉年金受給者のかた ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ・生活保護受給者	20,880円 (基準額×0.3)
2	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	31,320円 (基準額×0.45)
3	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	48,720円 (基準額×0.7)
4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	62,640円 (基準額×0.9)
5	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	69,600円 (基準額)
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	83,520円 (基準額×1.2)
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	90,480円 (基準額×1.3)
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	104,400円 (基準額×1.5)
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上600万円未満のかた	121,800円 (基準額×1.75)
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上のかた	132,240円 (基準額×1.9)

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれる場合は、これらの所得金額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)で所得段階を判定します。
※令和元年10月の消費税率引上げに伴い、住民税非課税世帯を対象に保険料が軽減されています。

【介護保険料の改定】
3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、令和3～5年度の65歳以上のかたの介護保険料を左表のとおり改定しました。
介護保険は介護保険法により定められている制度であり、40歳以上のかたが全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金や利用者負担を財源に運営されています。介

護サービスを利用していない場合でも、保険料を納めていただきます。
【納付方法】
原則、特別徴収ですが、65歳になった年度のみ普通徴収です。
※保険料の納め方は法律で定められており、個人で選択できません。
【特別徴収(年金天引き)】
年金が年額18万円以上のかたが対象です。

【普通徴収(納付書で納付または口座振替)】
年金が年額18万円未満のかた、高齢福祉年金および恩給のみ受給しているかたが対象です。
送付された納付書で、納期限までに市や金融機関の窓口で、納付してください。
普通徴収では、希望する納期分から引き落としを開始する口座振

替も利用できます。口座振替は、特別徴収とは異なりますので、混同しないようご注意ください。口座から振り替えられたことの領収書は、発行されませんので、通帳記帳にご確認ください。
※介護保険料を滞納すると、その未納期間に応じて自己負担の割合が上がる場合や、高額介護サービス費の支給を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、ご相談ください。

令和3年度介護保険料

問い合わせ 大里広域市町村圏組合介護保険課 (501-1330)
長寿福祉課 (574-8544)

新型コロナウイルスワクチン接種関連情報

問い合わせ 深谷市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター (0570-003065)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日も実施)

65歳以上のかたへの
ワクチン接種体制を拡大します

市では、希望する65歳以上のかたへの接種を進めるため、2つの集団接種会場と7つの医療機関の

ほか、市内医療機関で接種ができるよう、各医療機関と調整をしています。これにより、40程度の市内医療機関が接種会場となる予定です。医療機関に直接予約はできませんのでご注意ください。

接種会場となる医療機関については、市ホームページなどで公表していきます。
65歳以上のかたの2回目接種について
2回目の接種予約については、1回目のワクチン接種時に、1回目の接種と同じ会場(一部会場を除く)で市が指定した日(3～6週間隔)をご案内するため、再度予約の必要はありません。別の会場や日程を希望する場合は、自身で変更が必要となります。
※現在、深谷市では2回目までの接種間隔を最長6週間としています。理由は、より多くのかたに1回目の接種を受けていただき、集団免疫の獲得を早めることが市にとって最善の方法と判断したからです。世界保健機関(WHO)やアメリカなどでは、すでに接種間隔6週間を実施しており、これを参考にさせていただきます。

予約開始は8月から
新型コロナウイルスワクチン接種
7/2(金)より
64歳以下のかたへ
接種券を発送します

大規模接種会場の設置および企業・大学の職域接種の開始状況を踏まえ、7月2日(金)より64歳以下のかたへ接種券を順次発送します。

▶対象 令和3年6月30日時点で深谷市に住民登録のある昭和32年4月2日～平成17年6月30日生まれのかた(16歳～64歳)

下記に示すかたが優先接種の対象となり、それ以外のかたの接種は優先接種対象者の後となります。接種時期など詳しくは、市ホームページや広報ふかや8月号などで周知しますので、ご確認ください。

64歳以下のかたの優先接種対象者

- ・基礎疾患を有するかた
 - ・エッセンシャルワーカー
 - ・高齢者の介護者、障害者の同居家族
- ※基礎疾患を有するかたおよびエッセンシャルワーカーについて詳しくは市ホームページをご確認ください。

自衛隊大規模接種センターでのワクチン接種

接種場所(東京会場) 大手町合同庁舎3号館
(東京都千代田区大手町1-3-3)
対象 接種券を持つ18歳以上のかたで1回目の接種のかた
※詳しくは、防衛省ホームページでご確認ください。



県の集団接種

※8月以降、県北地域を含む県内4会場で行われます。
接種場所(県北会場) 熊谷文化創造館さくらめいと(熊谷市拾六間111-1)
対象 (9月まで) エッセンシャルワーカーへ優先的に接種、(10月から) 一般のかた

新たに始まる制度・事業や、生活に身近な話題などをお知らせします

子育て世帯支援金として『地域通貨ネギ』を支給します

問い合わせ 子育て青少年課 ☎574-6646

出産後間もない児童を抱える子育て世帯を支援し、経済的な負担を軽減するため、子育て世帯支援金を支給します。

なお、子育て世帯支援金は、地域通貨の活性化を図るため『地域通貨ネギ』での支給となります。

支給対象者

(次のいずれにも該当する者)

・対象児童(0歳児)の養育者(同居している父(母)など)

・申請日時点、対象児童・養育者ともに深谷市に住民登録があること

※令和2年4月28日～令和3年3月31日生まれの児童も支給対象です(令和3年度に限る)。

支給額

・第一子 5万円(ネギ)
・第二子以降 3万円(ネギ)

※第何子の数え方については、申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までである児童から数えます。

※地域通貨ネギは、市内のネギ取扱店で『1ネギ=1円』として利用できます。スマートフォンを利用した『アプリタイプ』とQRコードを印刷した『カードタイプ』から選択できます。

申請期限 対象児童が満1歳になる前日まで

※令和2年4月28日～令和3年3月31日生まれの児童については令和4年3月31日(休)まで

申請方法 申請書に必要事項を記入し、問い合わせへ

※令和2年4月28日～令和3年6月30日生まれの対象児童については、支給対象者あてに通知・申請書・返信用封筒などを送付します。通知などが届きましたら、内容を確認のうえ、申請書に必要事項を記入し、原則郵送で問い合わせ先へ提出してください。

なお、7月1日生まれ以降の対象児童については、窓口での案内になります。

新型コロナウイルス感染症対策としての生活支援

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎573-6563 (生活福祉課) ☎574-6644 厚生労働省「コールセンター」 ☎0120-46-8003 (0)

一時的な資金の緊急貸し付けの受付期間が8月末まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金に困っている方々に向けた『緊急小口資金』および『総合支援資金』の受付期間が、8月末まで延長されました。

貸し付けの相談や詳しい内容については、社会福祉協議会までお問い合わせください。

緊急小口資金	総合支援資金
新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯を対象に、少額の費用の貸し付けを行います。	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象に、生活再建まで一定期間必要な生活費用の貸し付けを行います。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金などの特例貸付(上段の内容)を利用できない世帯で一定の要件を満たす世帯を対象に、『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』を支給します。

なお、この支援金の対象となる世帯には、市から順次通知を送付します。

対象 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、8月までに借りの終わる世帯や不承認となった世帯 ※給付を受けるには、一定の要件があります。

支給額(月額) 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上世帯=10万円

支給期間 7月以降の申請月から3カ月(申請受付は8月末まで) ※詳しくは、市から送付する通知をご覧ください。

市長の深い話

深谷市長 小島 進



深谷の空き家対策

皆さんは、隣の空き家の屋根や壁が破損したり、敷地内の雑草や樹木が伸び放題になったりして困ったことはありませんか。人口減少や少子高齢化などの要因により、空き家が問題になっています。

本市では、他の自治体に先駆け、自治会連合会と協定を締結し、空き家の実態調査を実施しています。昨年度は新たに247件の空き家を把握し、全体では1417軒の空き家を把握しました。

空き家は個人の財産であるため、市では空き家の所有者に適正な管理をお願いする通知を送付するなどの取り組みを対策により、毎

年100軒以上が解消しています。が、それ以上に新たな空き家が発生している状況です。

空き家の発生原因の半数以上は相続によるものです。相続した空き家の管理や活用の問題は誰にでも起こりうる問題であり、空き家になる前の段階から、将来誰が管理するかを考慮しておくことが大切です。現在の登記状況を確認しておき、必要な手続きを速やかに行うことで、相続手続きやその後の利活用がしやすくなります。

また、空き家が原因で、近隣のかたなどに損害が生じた場合、賠償責任が問われることもあるため、適正な管理が必要となります。

市では、空き家問題を個人の問題だけでなく、市全体の問題として捉え、空き家対策相談員を配置し、相談や苦情に迅速に対応しているほか、無料の法律相談や専門家による空き家総合相談会を定期的に開催しています。

また、空き家バンクの運用や税制上の特例措置、空き家活用ローンの紹介など、さまざまな対策に取り組んでいます。これからも、皆さんが安心して生活できる地域づくりに取り組んでまいります。

ありがとうの手紙

最優秀賞

高校生・大学生の部
家族へ



深谷高等学校1年(現2年) 西澤慈晃 さん

父親と別れてから、一気にダダをこねる悪ガキみたいになってごめんね。何回も大変な思いをさせてしまったけど、一回も辛い表情は見えなかった。それに、勉強が上手いかわなくて悔しかったときも、いじめを受けて辛かったときも、いつも支えてくれたよね。本当にありがとう。家族の支えで今の僕がいる、今もこうして生きているんだ。だけど、支えられてばかりじゃなくて、僕も家族を支えたい。だからみんなを支え合って、頑張っていこう。本当に、ありがとう。